

令和6年度第2回八街市総合教育会議議事録

期 日 令和7年1月16日（木）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時00分

場 所 八街市役所特別会議室

出席者 (構成員)

市長	北 村 新 司
教育委員会教育長	浅 尾 智 康
教育委員会教育長職務代理者	山 田 良 子
教育委員会委員	吉 田 昌 弘
教育委員会委員	橋 爪 通 代
教育委員会委員	近 藤 博

(出席職員)

副市長	大 木 俊 行
総務部長	田 中 和 彦
総務部総務課長	牛 川 孝 正
教育部長	秋 葉 忠 久
教育委員会教育部教育総務課長	塚 本 廣
教育委員会教育部学校教育課長	松 岡 広 明
教育委員会教育部社会教育課長	須賀澤 勲
教育委員会教育部スポーツ振興課長	土 屋 顕 仁
教育委員会教育部中央公民館長	菅 沼 邦 夫
教育委員会教育部図書館長	富 谷 のり子
教育委員会教育部郷土資料館長	青 柳 好 宏
教育委員会教育部学校給食センター所長	岩 井 済
総務部総務課課長補佐	長 嶋 公 平

(事務局職員)

総務課総務係長	栗 原 孝 治
教育委員会教育部教育総務課副主幹	五木田 英 保

議 題 (1) 八街市教育大綱について
(2) 第2期八街市教育振興基本計画について
(3) その他

【会議概要】

総務課総務係長

定刻となりましたので、ただいまより令和6年度第2回八街市総合教育会議を開催いたします。

傍聴人はおりませんので直ちに会議に入ります。

はじめに、北村市長よりご挨拶をお願いいたします。

北村市長

令和6年度第2回八街市総合教育会議を開催したところ、浅尾教育長をはじめ、教育委員の皆様には、お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、平素より学校教育、社会教育、スポーツの振興にご尽力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、前回の会議におきましては、小中学校プール授業支援業務及び公共施設予約システムについて委員の皆様から貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

本日の会議は、「八街市教育大綱について」及び「第2期八街市教育振興基本計画について」、を議題としております。

この会議は、議決を得るものではなく、教育委員会との意見交換・共通理解をさせていただく貴重な場と考えております。

本日、頂戴する意見を施策に反映していきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げまして私の挨拶といたします。

総務課総務係長

ありがとうございました。

続きまして、浅尾教育長よりご挨拶をお願いいたします。

浅尾教育長

本日は、第2回総合教育会議の開催にあたりまして、ご多用の中、北村市長をはじめ、関係者の皆様にご出席いただきありがとうございます。

また、市長部局の皆様には、日頃から教育委員会の施策に対しまして、特段のご理解、ご支援をいただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。

本日、議題となっておりますのは、平成31年3月に策定されました「八街市教育大綱」そして、令和2年3月に改定いたしました「八街市教育振興基本計画」となっております。

地方公共団体の長が定める教育大綱は、当該団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの

であり、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が十分に協議・調整を尽くすことが肝要とされています。

教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項が規定している地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画にあたるもので、国の基本計画を参酌して策定することとされております。

さらには、本市における最上位の計画である八街市総合計画の下での教育分野の個別計画としての性格も有しておりますので、本市のこどもたちを取り巻く環境をはじめとする地域の実情等を十分に踏まえ、市行政の目指す方向性と合致させていく必要があると考えております。

本日の総合教育会議では、本市の教育施策が市民の皆様の意向をより一層反映し、教育、学術及びスポーツ、文化の振興を図ることができるものとなるよう有意義な意見交換の場とさせていただきたいと考えております。

教育委員会といたしましては、教育大綱、そして教育振興基本計画を柱として、市長部局の皆様と力を合わせて本市の教育施策を推進してまいりたいと考えておりますので、引き続き、力強いご支援をお願い申し上げます。

それでは、よろしくお願いいたします。

総務課総務係長

ありがとうございました。

それでは早速議題に入ります。八街市総合教育会議運営要綱第3条の規程により、会議の議事進行は市長が行うと規定されておりますので、進行を市長にお願いいたします。

北村市長

それでは八街市総合教育会議運営要綱第3条の規定によりまして、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

議事に入ります。議題（１）「八街市教育大綱について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

長嶋総務課長補佐

八街市教育大綱についてご説明いたします。

現在の八街市教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を市長と教育委員会が協議・調整し、平成28年3月に策定いたしました。

その後、平成30年度、第1回八街市総合教育会議において、その期間を「八街市総合計画」に合わせ、改めて策定したものが現在の大綱となります。

「八街市総合計画」と終期を合わせた計画のため、今年度で終了することから、総合教育会議で議題とさせていただきました。

現在の「八街市教育大綱」は、社会情勢が、日々変化し、多角的な対応が求められている中においても、変わることのない普遍的な理念と考えているため、基本的には現在の大綱を継承したいと考えております。

ただし、用語等の補正は必要と考えております。

資料については、八街市教育大綱（案）と次期八街市教育大綱変更点（案）をご覧ください。

はじめに、大綱の期間についてですが、現在の大綱が今年度で終了となりますが、今後は理念実現のため終期を定めず、現在の大綱を継承したいと考えております。

続きまして、次期八街市教育大綱（案）の全体的な表記となりますが「子ども」の表記をひらがなの「こども」に改めたいと考えております。

これは、こども家庭庁から行政文書のひらがなの「こども」表記の推奨について通知があり、加えて今回策定した八街市総合計画 2025 でも、ひらがなを用いた表記で統一していることからです。

続きまして、「2 施策の大綱Ⅱ 自ら学ぶ生涯教育・スポーツの推進」についてです。

「Ⅱ 自ら学ぶ生涯教育・スポーツの推進」という標題を「Ⅱ 生涯学習・スポーツの推進」に改めたいと考えております。

改める理由といたしましては、以前は教育施策を担う側からみた表記として「生涯教育」という表記を使用していた時期もございましたが、現在は学習者側にとって、国の施策等についても、すべて「生涯学習」という表記に統一されていることが理由となります。

以上で議題（1）八街市教育大綱について説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

北村市長

現在の八街市教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、八街市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を教育委員会の皆様と協議・調整し、平成31年に策定いたしました。

大綱の基本理念は、八街市総合計画 2025 前期基本計画にも反映されておりますとおり、素晴らしい理念だと感じておりますが、委員の皆様からのご意見を伺いたいと思います。

山田教育長職務代理者

こどもの表記について発言させていただきます。

「こども」の表記は、ひらがなで「こども」とする場合と「こ」を漢字として「ども」をひらがなで「子ども」とする場合が一般的です。また、文部科学省では、漢字2文字で「子供」と表記することとしています。

事務局より説明がありましたとおり、令和4年9月に、こども家庭庁よりひらがなの「こども」表記の推奨が通知されていること、また、こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者」と定義されています。同法の基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、ひらがなの「こども」表記をしています。

教育大綱の性質とこども基本法の趣旨に照らし合わせると、ひらがなの「こども」表記とすることが適切ではないかと考えます。

また、普遍的な理念である現在の教育大綱を継承することについても大変素晴らしいことだと思います。

吉田委員

基本理念について一言述べさせていただきます。

非常に素晴らしい基本理念でありますし、これは普遍的なものであると思いますので継承することに異議はありません。

この基本理念を基に八街市の教育が発展することを望んでおりますので、このまま継承していただきたいと思います。

橋爪委員

「自ら学ぶ生涯教育」について発言させていただきます。

まず、「生涯教育」は、社会全体で学びの機会を提供し、個人の学びの意欲を支援する取組を指します。これには学校教育に加えて職業訓練や地域の社会教育も含まれます。目的は社会の発展と個人の成長を促進することです。

一方で、「生涯学習」は、人生を通じて自己の成長や能力向上を目指す学びのプロセスを指します。個人の自主的な学びを指し、自己成長や自己実現を目的とすることが多いです。

「生涯教育」と「生涯学習」の意味の違いを踏まえると、「生涯学習」を用いることがより適切に感じられます。

また、普遍的な理念である現在の教育大綱を継承することについても賛成です。

近藤委員

私も「生涯学習」について発言させていただきます。

橋爪委員からも発言がありましたように、以前は国においても「生涯学習」と「生涯教育」という用語を区別して使っていたと認識しておりますが、学習者の

視点に立ちますと「生涯学習」を用いた方が適切だと思います。

また、計画期間の終期でございますが、非常にバランスが取れた施策配置になっておりますし、普遍的な理念ということもありますので、大綱につきましては終期を定めないでおくことが適当かと思います。

北村市長

ただいま教育委員の皆様からご意見を賜りました。

他に職員の方から何か意見はありますか。

浅尾教育長

私からも教育大綱の計画期間について申し上げますと、期間については法律でも特に定められておりませんし、教育施策についての普遍的な理念であって、その時々の方情に左右されるものではないものだと考えておりますので、期間を設けないとする方針でよいと考えます。

今後は国の教育振興基本計画の見直しや本市における関連する各種計画の見直し、また、教育を取り巻く環境や社会情勢の変化を踏まえる必要が生じた場合には、総合教育会議における協議を経て、適宜見直しを行うこととしていただければと考えております。

北村市長

他にご意見はございますか。なければ私の意見を申し上げます。

これまで、「次代を担う人々が、八街で生まれて育ったことを誇りとし、健やかに成長していくため、市民一人一人が教育に対する理解と関心を深め、学校・家庭・地域が連携し、望ましい教育環境をつくる。」という大綱の基本理念に基づき皆様と教育施策を推進してまいりました。

今後も、終期を定めずにこの理念に基づき各種施策を推進してまいりたいと考えております。

また、委員の皆様からいただいた貴重なご意見を参考に、市全体が一致団結して教育行政に取り組んでいきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

次に、議題（２）「第２期八街市教育振興基本計画について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

塚本教育総務課長

第２期八街市教育振興基本計画について説明いたします。

まず、はじめに、計画策定の経過について述べさせていただきます。

本市では、教育基本法第１７条第２項の規定に基づき策定した、現在の教育振興基本計画により、教育施策を実施しておりますが、計画期間が令和６年度末をもって終了することから、現行第１期計画の実施状況や課題等を整理・分析するとともに、国や県の教育振興基本計画を参酌し八街市総合計画２０２５と整合性を図りながら、本市教育の総合的な指針として、第２期計画の策定を進めてまい

りました。

また、策定を進めていく中で、策定委員会を設置し、委員には外部の有識者を加え、専門的な立場や幅広い視点から助言や提言をいただき、さらには教育委員会の附属機関等で意見を聴取し、多くの意見を生かした計画としております。

続きまして、計画の構成と内容について、本計画書によりご説明いたします。

計画書の1枚目をめくっていただき目次となりますが、本計画では5部構成としております。

第1部で、「はじめに」として、第1章「計画策定の背景と趣旨」や「計画の位置づけ」など、「計画の概要」を記載しております。

第2章、「本市の目指す教育」として、8ページをご覧ください。

本市において目指す教育とは、どのようなものなのか、「教育の基本理念」と4つの「基本方針」を計画の冒頭に盛り込んでおり、こちらは現行第1期計画を継承しております。先ほどの議題（1）で意見交換していただきました教育大綱の基本理念、施策となりますので、この部分は次期教育大綱に併せ修正することといたします。

目次に戻りまして、第2部「教育を取り巻く環境」について、第1章「八街市における教育の現状と課題」として、「1. 学校教育」、「2. 教育環境」、「3. 文化芸術活動」、「4. 生涯学習」、「5. 青少年の健全育成」、「6. 生涯スポーツ」の6つの項目に分けて課題等につきまして自己分析しております。

続きまして第2章、本市の現状に関する人口、児童生徒の推移や施設の利用者等の推移を掲載しております。

第3部の「具体的な取組」につきましては、22、23ページをご覧ください。

第1章計画体系につきましては、先ほど第1部第2章で説明いたしました基本理念と4つの基本方針を基に、各目標と施策を掲げ、一覧としております。

現在の第1期計画では、本市で行う施策や事業を網羅していましたが、第2期計画ではそれを引き継ぎ、更に充実、発展することを目的として、分野ごとに重点施策を定めております。

23ページの表の左の列の「第3部 第2章 目標」ごとに、目標を達成するための指標の設定を行いました。そして表の右列の「第3部 第3章 施策」の項目では事業について記載し、目標ごとに重点施策を定めております。

なお、この後「目標と指標」については、この一覧表を基に、目標の項目ごとに担当からご説明させていただきます。

目次に戻ります。

「第4部 計画の推進」では、計画全体をコントロールし、実効性のある計画となるよう、「計画の推進体制」や「進行管理」、「評価」の方法等について記載しております。策定後は施策への取組状況に係る点検・評価を毎年実施し、進行

管理を行うこととしております。

第5部では、資料編として、計画策定に関する組織の設置要綱や計画策定の経過、用語解説、国や県における教育振興基本計画の概要等について掲載する予定です。

全体的な説明は以上で、これから22、23ページの一覧を基に24ページ「第3部第2章 目標と指標」について目標ごとに担当より説明してまいります。

それでは目標1-1からお願いします

松岡学校教育課長

資料22、23ページの第3部第1章計画体系をご覧ください。

基本方針1「こどもの教育・健全育成の充実」についてです。

目標1-1「「生きる力」の育成」につきましては、知・徳・体のバランスのとれた育成や、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決させるために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、主体的に学習に取り組むことを目的に4つの施策に取り組めます。

1つめは、14年間を通じて、主体的・対話的で深い学びを実現するための授業改善を推進する「幼小中高連携教育の推進」に取り組めます。

2つめは、ICT機器を積極的に活用し効果的に学習を進め予測困難な社会を生き抜く基礎となる力を身につける「教育DXの推進」に取り組めます。

3つめは、生涯にわたり心身ともに健康的な豊かな生活を送るための「健やかな心身の育成」に取り組めます。

4つめは、八街市民として社会に参加し、その役割を果たす「シチズンシップの向上に向けたキャリア教育の推進」に取り組めます。

このうち、14年間を通じて、主体的・対話的で深い学びを実現するための授業改善を推進する「幼小中高連携教育の推進」を重点施策に位置づけ、指標を2つ設定しました。

指標については、24ページをご覧ください。

指標の1つめは、「課題解決に向けて自分で考え自分から取り組む児童・生徒の割合」で、現状値が小学校75%、中学校80%、目標値が85%以上です。

指標の2つめは、「児童・生徒のICT活用を指導する能力のある教員の割合」で、現状値が小学校75%、中学校77%、目標値が85%以上です。

つづきまして、目標1-2「多様な教育的ニーズの把握と指導・支援の充実」につきましては、幼児・児童・生徒の成長と発達を適切に支援することを目的に

4つの施策に取り組みます。

1つめは、不登校児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す「不登校支援の充実」に取り組みます。

2つめは、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けて適切に支援する「特別支援教育の拡充と充実」に取り組みます。

3つめは、八街から世界に向けて新しい価値を生み出すことができる人材を育成する「グローバル社会における人材育成」に取り組みます。

4つめは、さらに様々な教育的ニーズに適切に応じる「誰一人取り残さない支援体制の充実」に取り組みます。

このうち、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す「不登校支援の充実」を重点施策として位置づけ、指標を2つ設定しました。

指標については25ページをご覧ください。

指標の1つめは、「不登校児童・生徒のうち、学校内外の専門機関で相談・指導を受けている割合」で、現状値が小学校56.2%、中学校37.1%、目標値が100%です。

指標の2つめは、「外国人児童・生徒に対して、PC・タブレットなどのICT機器を用いて学習活動等の支援を週1回以上行った学校の割合」で、現状値が小学校62.5%、中学校75.0%、目標値が100%です。

つづきまして、目標1－3「豊かな心の育成」につづきましては、こどもたちに豊かな人間性と社会性を育む教育を実現することを目的に次の4つの施策に取り組みます。

1つめは、こどもの最善の利益の実現と主観的ウェルビーイングの向上を図る生徒指導の機能を活かした教育活動を推進する「いじめ防止対策及び発達支持的生徒指導の推進」に取り組みます。

2つめは、様々な人たちとの交流や実体験を通して、自ら考え行動する力を育成する「道徳教育の推進」に取り組みます。

3つめは、今日的課題に適した指導ができる教員の育成を通じた幼児・児童・生徒の人権意識を高める「人権教育の推進」に取り組みます。

4つめは、本に親しむ機会の充実を図り、読書活動に慣れ親しむ児童・生徒の育成を図る「読書活動の充実」に取り組みます。

このうち、こどもの最善の利益の実現と主観的ウェルビーイングの向上を図る生徒指導の機能を活かした教育活動を推進する「いじめ防止対策及び発達支持的生徒指導の推進」を重点施策に位置づけ、指標を1つ設定しました。

指標については25ページをご覧ください。

指標は「生徒指導アンケートにおける自己肯定感評価」で、現状値が74%、目標値が85%です。

塚本教育総務課長

つづきまして、目標1－4「教育機会の拡充、教育施設の整備」につきましては、園児・児童・生徒の安全確保及び学校生活環境の向上を図ることを目的に4つの施策に取り組みます。

1つめは、経済的な理由等で就学困難な児童・生徒に対し、就学援助等を行う「教育助成事業」に取り組みます。

2つめは、トイレや照明設備のLED化を整備する「学校教育施設の整備」に取り組みます。

3つめは、理科教育振興備品等を整備するための「教材備品・一般管理備品の充実」に取り組みます。

4つめは、安全安心な教育活動を実施するための「防犯・防災体制の整備」に取り組みます。

このうちトイレや照明設備のLED化を整備する「学校教育施設の整備」を重点施策に位置づけ、指標を2つ設定しました。

指標については、26ページをご覧ください。

指標の1つめは、「トイレを改修した学校数」で、現状値が6校、目標値が14校です。指標の2つめは、「照明をLED化した学校」で、現状値が3校、目標値が14校です。

須賀澤社会教育課長

つづきまして、目標1－5「家庭教育力・地域教育力の向上」につきましては、こどもたちが安全・安心で健やかに成長できるよう、関係団体等と連携・協働を進め、家庭及び地域の教育力の向上と青少年の健全な育成を目的に4つの施策に取り組みます。

1つめは、地域ぐるみでこどもたちの健やかな成長を育む社会を創造するため「学校・家庭・地域の連携・協働の推進」に取り組みます。

2つめは、こどもたちの豊かな情操を養い基本的な生活習慣などを身につける基盤となる家庭の教育力を向上させるため、「家庭教育支援の充実」に取り組みます。

3つめは、学校・市PTA・警察等、地域全体でこどもを守り育てる「安全安

心な地域の実現」に取り組めます。

4つめは、青少年が地域の大人や子どもたちと関わり、自立した大人へと成長できるよう「青少年の健全な育成に向けた事業の充実」に取り組めます。

このうち、「学校・家庭・地域の連携・協働の推進」を重点施策に位置づけ、指標を1つ設定しました。

指標については、26ページ下段をご覧ください。

目標1-5の指標は「学校は、保護者や地域の力を学校運営に生かしていると思う保護者の割合」です。現状値及び目標値は令和6年度末に実施するアンケート結果に基づいて設定します。

つづきまして、基本方針2「自ら学ぶ生涯教育・スポーツの推進」についてです。

目標2-1「生涯学習支援体制の充実と関係団体への活動支援」につづきましては、すべての人が主体的に学びを継続できるよう、多様な学習情報の提供と社会教育人材の積極的な活用による生涯学習体制の充実を目的に4つの施策に取り組めます。

1つめは、地域の中心となって社会教育活動を支える社会教育主事を適正に配置できるよう「社会教育人材の養成・活躍機会の充実」に取り組めます。

2つめは、趣味や教養を培うための学びへの関心や参加意識の高揚を図るため「多様な学習情報の提供」に取り組めます。

3つめは、社会教育に関する市民意識の高揚を図るため、「多様な主体との連携・協働の推進」に取り組めます。

4つめは、すべての人々が自主的・自発的に学び続けられる機会や環境の整備・充実を図るため「生涯学習を支える人材の活用」に取り組めます。

このうち、「多様な主体との連携・協働の推進」を重点施策に位置づけ、指標を1つ設定しました。

指標については、27ページ上段をご覧ください。

目標2-1の指標は「社会教育振興大会への参加者数」で、現状値は令和5年度の参加者数である283人とし、目標値は平成27年度の過去最高値を基準に、600人に設定しました。

富谷図書館長

つづきまして、目標2-2「多様なニーズに応じた学習機会の充実」につづきましては、いつでも・どこでも・誰でも地域で共に学び続けられる学習機会の向上を図ることを目的に4つの施策に取り組めます。

1つめは、社会教育の拠点として「中央公民館事業の充実」に取り組めます。

2つめは、地域への情報発信や図書館の魅力、読書の楽しさを伝えるための「図

書館事業の充実」に取り組みます。

3つめは、郷土の歴史や文化を継承し、八街を未来へと紡ぐための礎とする「郷土資料館事業の充実」に取り組みます。

4つめは、各年齢層に応じた様々な研修会、講座の開催など「多様な学習機会の充実」に取り組みます。

このうち、地域への情報発信や図書館の魅力、読書の楽しさを伝えるための「図書館事業の充実」を重点施策に位置づけ、指標を1つ設定しました。

指標につきましては27ページをご覧ください。

目標2-2の指標は「人口1人あたりの図書の貸出し冊数」で、現状値が1人あたり3.36冊、目標値が1人あたり県平均の4.46冊としております。

土屋スポーツ振興課長

つづきまして、目標2-3「スポーツ・スポーツレクリエーションの普及」につきましては、市民に体を動かす機会を提供し、スポーツ等に対する意識を高めるために、4つの施策に取り組みます。

1つめは、市民がスポーツ及びスポーツレクリエーションを通じて体を動かすための大会を開催する「スポーツ・スポーツレクリエーション活動の推進」に取り組みます。

2つめは、八街市内の社会体育関係団体であるスポーツ協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員などの活動を円滑にするための「社会体育関係団体への支援」に取り組みます。

3つめは、地域住民へ体を動かす機会を提供するために学校体育施設を開放する「生涯スポーツの振興」に取り組みます。

4つめは、中学校部活動を地域移行するための環境を整える「スポーツ部活動の地域移行に向けた社会体育関係団体との連携」に取り組みます。

このうち、1つ目の「スポーツ・スポーツレクリエーション活動の推進」を重点施策と位置づけ、指標を1つ設定しました。

指標につきましては、28ページ上段をご覧ください。

目標2-3の指標は主要な大会への参加者数とし、現状値を1,683人、目標値を1,850人としております。

菅沼中央公民館長

つづきまして、目標2-4「社会教育施設・社会体育施設の整備」につきましては、誰もが文化芸術や読書、歴史、スポーツに親しめるよう、各施設を整備するとともに、有効活用することにより、文化芸術などに触れる機会やスポーツを体験できる場づくりを促進することを目的に、4つの施策を設定しております。

地域の教育力向上を図り、また避難所機能を充実するための「中央公民館の整備」、快適に読書ができる環境を維持するための「図書館の整備」、歴史的資料の永続的保存と活用を可能とするための「郷土資料館の整備」、スポーツ・スポーツレクリエーション活動を支援するための「社会体育施設の整備」の4つの施策に取り組みます。

指標につきましては、28ページをご覧ください。

指標は、「施設利用者数」で、現状値が49万8千300人、目標値が54万8千100人で各施設の合算値となっております。

須賀澤社会教育課長

つづきまして、基本方針3「市民文化の創造と継承」についてです。

目標3-1「文化芸術活動の推進」につきましては、優れた芸術文化に触れ、親しみ、人々の心にゆとりと潤いをもたらし、日常生活を豊かににすることを目的に、4つの施策に取り組みます。

1つめは、文化芸術活動に取り組む各団体等の活動成果を発表する機会を支援するとともに、市民へ広く文化芸術の重要性を理解いただくための「文化芸術活動の充実」に取り組みます。

2つめは、市で取り組む文化芸術活動について多様な媒体を通じた周知・啓発活動や、文化芸術団体の運営・活動支援に努める「文化芸術の振興に向けた情報提供の充実」に取り組みます。

3つめは、市民が多様なジャンルにおける一流の芸術作品に触れる機会を設けるための「文化芸術団体との連携による鑑賞の機会の充実」に努めます。

4つめは、将来にわたり生徒が文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するための「文化活動の地域移行に向けた文化芸術団体との連携」に取り組みます。

このうち「文化芸術活動の充実」を重点施策に位置づけ、指標を1つ設定しました。

指標については、29ページ上段をご覧ください。

目標3-1の指標「八街市民文化祭の参加・観覧者数」とし、現状値は令和5年度の参加者数である2,328人、目標値は総合計画2025で設定した目標値と整合性を図り、2,700人としております。

青柳郷土資料館長

つづきまして、目標3-2につきましては「歴史・文化の保護と継承の推進」を目標とし、4つの施策に取り組みます。

1つめは、市民の貴重な財産である文化財を良好な状態で引継ぐ「指定文化財等の整備と適正な管理」に取り組みます。

2つめは、様々な文化財に対し、適切な調査・活用に取り組む「各種文化財調査の実施と調査成果の活用」に取り組みます。

3 つめは、埋蔵文化財が工事等により損壊を受ける前に、発掘調査等を実施する「埋蔵文化財の適切な保護に向けた協議等と記録保存の実施」に取り組みます。

4 つめは、市民一人一人の郷土に対する深い理解と愛着を育むために「各種媒体を活用した情報提供の実施」に取り組みます。

このうち「指定文化財等の整備と適正な管理」を重点施策に位置づけ、指標を1つ設定しました。

指標につきましては、29ページをご覧ください。

目標3-2の指標は「文化財の指定等件数」で、現状値は22件、目標値は2件増の24件といたしました。

つづきまして、目標3-3につきましては「市史編さん事業の推進」を目標とし、3つの施策に取り組みます。

1 つめは、「八街市史」の刊行に向けた基礎資料とするための『市内外に残る資・史料の継続的な所在調査と収集』に取り組みます。

2 つめは、各時代の専門部会を設置し、調査を実施する「八街市史に関する史料整理と調査・研究」に取り組みます。

3 つめは、専門部会における資料調査の成果を取りまとめ、公開・普及を進める「『八街市史』（資料編・通史編）及び関連図書の刊行」に取り組みます。

このうち「『八街市史』（資料編・通史編）及び関連図書の刊行」を重点施策に位置づけ、指標を設定しました。

指標につきましては、30ページをご覧ください。

目標3-3の指標は「八街市史の刊行巻数」で、現状値は2巻、目標値は2巻増の4巻としております。

つづきまして、目標3-4につきましては「市民の歴史・文化に対する意識高揚と協働事業の推進」を目標とし、3つの施策に取り組みます。

1 つめは、市民らが故郷の歴史や文化に触れ、学ぶ機会を提供する「教育委員会主催講座等の実施と拡充」に取り組みます。

2 つめは、小学校での授業等、幅広い学習・研究ニーズに応えるための「学校教育及び市民団体等への歴史・文化に関する授業・講座支援」に取り組みます。

3 つめは、市民と協働で文化財を保存・継承を進めるため「文化財保持団体やボランティアへの活動支援と協働事業の実施」に取り組みます。

このうち「学校教育及び市民団体等への歴史・文化に関する授業・講座支援」を重点施策に位置づけ、指標を設定しました。

指標につきましては、30ページをご覧ください。

目標3-4の指標は「各種講座の実施件数」で、現状値は27件、目標値は30件としております。

松岡学校教育課長

つづきまして、基本方針４「豊かな心を育む交流の推進」についてです。

目標４－１「国際交流の推進」につきましては、急速に進む社会や経済のグローバル化の中で諸外国と交流や協力を一層充実させていくことや世界で活躍する人材育成を行うことを目標に４つの施策に取り組めます。

１つめは、学校を異文化交流の窓口として八街市国際交流協会や八街ユネスコ協会と連携して国際人材を育成する「国際交流団体との連携」に取り組めます。

２つめは、２００１年に本市と友好協力関係を築くための覚書を締結した中国の山東省濰坊市との「友好都市との交流推進」に取り組めます。

３つめは、異文化理解や英語でのコミュニケーション能力を高めるために市内幼稚園・小学校・中学校にＡＬＴを派遣する「幼少期からの外国語教育の充実」に取り組めます。

４つめは、市内児童・生徒を対象にしたイングリッシュキャンプや各学校における国際交流行事の実施により多様性や異文化コミュニケーションの視点を学ぶ「国際交流イベントの実施」に取り組めます。

このうち重点目標の位置づけはありませんが、指標を１つ設定しました。

指標につきましては、３１ページをご覧ください。

指標は、「外国との交流に興味関心を持つ児童・生徒の割合」で、現状値が小学校６４．４％、中学校６８．６％、目標値が８０％です。

須賀澤社会教育課長

つづきまして、目標４－２「文化間交流の推進」につきましては、様々な体験・交流活動や学習プログラムへの参加を促し、豊かな人間性や社会性を育む心の育成を目的に、２つの施策に取り組めます。

１つめは、世代を超えた人々による地域での文化活動や交流を促すための「世代間交流による豊かな心の育成」に取り組めます。

２つめは、文化や習慣の違いを乗り越え、互いに理解し合うためのコミュニケーション能力高めるための「異文化理解による豊かな心の育成」に取り組めます。

このうち「異文化理解による豊かな心の育成」を重点施策に位置づけ、指標を設定いたしました。

指標につきましては、３１ページ下段をご覧ください。

目標４－２の指標は「自分と異なる価値観への理解が深まったと感じた人の割合」で、現状値は「いきがい短期大学講座世界に目を向けよう」の受講生のアンケート調査結果で６１％とし、目標値は１００％です。

松岡学校教育課長

つづきまして、目標 4－3「地域に根差したウェルビーイングの向上」については、幸福が循環する社会の実現することを目標に 4 つの施策に取り組みます。

1 つめは、持続可能な社会の創り手の育成と、日本に根差したウェルビーイングの向上を目指す「学校のウェルビーイングの向上」に取り組みます。

2 つめは、こどもが家庭の中で健やかに育ち成長していくため親自身が安心して子育てができる環境づくりを行う「家庭のウェルビーイングの向上」に取り組みます。

3 つめは、日常生活における地域での「かかわり」や「つながり」の中で安心感を得ることができる「地域のウェルビーイングの向上」に取り組みます。

4 つめは、社会の好循環を生み出すことを目指し、個々の「幸福感」や「自己肯定感」を高める「社会のウェルビーイングの向上」に取り組みます。

このうち、持続可能な社会の創り手の育成と、日本に根差したウェルビーイングの向上を目指す「学校のウェルビーイングの向上」を重点施策として位置づけ 1 つの指標を設定しました。

指標につきましては、32 ページをご覧ください。

指標は「普段の生活の中で幸せを実感した児童・生徒の割合」で、現状値が小学校 86 %、中学校 83 %、目標値が 100 %です。

塚本教育総務課長

第 3 部第 2 章の目標と指標について説明を行いました。目標値に対する進捗状況につきましては、毎年度の点検評価の中で確認しながら進行管理を行ってまいります。

以上で第 2 期八街市教育振興基本計画（案）について説明を終わります。

北村市長

9 月議会で市の最上位計画であります八街市総合計画 2025 が議決されまして、令和 7 年度が計画の始期となります。教育振興基本計画は総合計画を補完する個別計画となりますが、具体的な取組やその目標につきまして、総合計画と相互性が非常によく図られていると感じております。

教育委員の皆様方からもご意見を伺いたいと存じます。

山田教育長職務代理者

令和 5 年 6 月に閣議決定された第 4 期教育振興基本計画にウェルビーイングという言葉が出てまいりまして、これからの教育や社会において大変重要なキーワードになると考えております。

私たちにはまだ耳慣れない言葉ですが、直訳すると良い状態、幸せの追求という意味合いの言葉です。

このウェルビーイングは、本計画においても目標 1－3 の豊かな心の育成や目標 2－2 の多様なニーズに応じた学習機会の充実、目標 4－3 の地域に根差したウェルビーイングの向上のなかでウェルビーイングという言葉をとくさん取り入れ、目指すべき目標の中に取り入れたことは非常に評価ができることだと思います。

そのほかにも、国の教育振興基本計画をベースに計画が建てられていますので、素晴らしい計画に仕上がっていると思います。

ただし、幸福感というのは個々に違いますし、感じる時と感じない時があり、幸福感というのは非常に評価するのが難しいところがあります。

評価が 1 つ課題だなというのが私の考えですが、そこをこれからの課題として教育委員会としても取り組んでいきたいと考えているところです。

吉田委員

私の方からは不登校支援について、資料の 18 ページに掲載の児童・生徒数の推移を見てみると減少傾向にある一方で、不登校児童・生徒数の推移を見てみると、特に小学校において不登校児童数が年々増えてきており、これを重点施策に位置づけたことは評価ができると思います。

また、35 ページに記載されているとおり、学校へ登校するという結果だけを見るのではなく、様々な観点から不登校の解消にあたっているところが大変評価ができる点だと思います。

教育支援センターの機能強化や専門家等によるアウトリーチ、長欠児童・生徒支援者担当会議などの事業を展開する中で、不登校支援にあたっていただければと思います。

橋爪委員

計画書の第 2 部第 1 章の中で現状と課題において分析を行い、課題に対する目標が第 3 部第 1 章計画体系で示されています。課題に対するターゲットが明確にされていて、その後の施策にも通じているので全体として流れができた計画となっていて評価できると思います。

また、新たに重点施策を掲げたこと、各目標に指標と目標値を設定したことなども評価でき、とても見やすい計画になっていると思います。

近藤委員

第 4 部計画の推進、第 3 章評価において、「次のとおり指標を決定し、PDCA サイクルのフレームワークに基づき、それぞれの施策や事業の課題を分析し、取組の改善を図る」と記載されています。

社会の変化が非常に大きくなってまいりますので、それに対応するために施策を変更する必要性が生じると思いますので、毎年、現状値を十分に分析し、点検・評

価を行う中で計画をしっかりと推進していかなければならないと考えております。

北村市長

次に、職員の皆さんから何かありませんか。

浅尾教育長

計画というのは完成した時点がスタート地点になると考えておりますので、計画に基づく施策を着実に進めていくことが非常に重要だと考えております。

この計画を実効性あるものにするためにも、指標と目標値の設定や進行管理の在り方につきましては策定委員の方々を中心に議論を重ねてまいりました。

今後は毎年度実施しております「教育委員会の事務の点検・評価」の中で目標値を確認しながら進捗状況を把握し、取組を着実に進めることができるように努めてまいりたいと考えております。

北村市長

他にご意見はございますか。なければ私の意見を申し上げます。

大変貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

教育振興基本計画の策定にあたりましては、本日いただいたご意見を反映し、策定するようお願いします。

また、計画を策定した際には、第4部にありますように進行管理を徹底し、毎年、点検・評価を行って計画の推進に努めていただきたいと考えております。その上で目標を着実に達成するよう求めます。

それでは改めまして他にご意見はございませんか。

よろしいでしょうか。ご意見が出尽くしたようですので、議事を終了させていただきます。皆様方からいただいたご意見につきましては、今後、事務を進めていく中で、市長部局と教育委員会が一体となりまして、関係機関や関係各課等々と様々な課題について協議してまいりたいと考えております。

円滑かつ有意義な会議の運営にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。以上で進行を事務局にお返しします。

総務課総務係長

ありがとうございます。

会議次第のその他につきまして、皆様から何かございますでしょうか。

それでは以上をもちまして、令和6年度第2回八街市総合教育会議を閉会いたします。本日はありがとうございます。